

表 3.3 非農用地換地の手法

	生み出せる土地の種類	土地の出し方	取得者
異種目換地	とくに制限なし。ただし事業完了後に確実に転用が見通されること。	異種目換地の同意のあった面積に見合う範囲内	従前の土地の所有者
共同減歩による創設換地	1. 当該土地改良事業によって生ずる土地改良施設	無償の共同減歩 有償の共同減歩	土地改良区 土地改良区、市町村、農協、その他政令で定める者*
	2. 事業施行地域内で農業を営む者が主として利用し、かつ大部分が利用すると見込まれる施設 (1) 農業経営の合理化のために必要な施設 ア 他の土地改良事業によって生ずる土地改良施設 イ 農業集落排水施設 ウ 農産物の生産・集出荷・貯蔵施設 エ 農業生産資材の貯蔵・保管施設 (2) 生活上または農業経営上必要な施設 (地方公共団体の計画に定められたもの) 集会施設、農村公園等		
	3. 事業施行地域内で農業を営む者の大部分が利用すると見込まれる施設 施設の種類の種類は2(1)、(2)と同じ		
不換地・特別減歩みあいの創設換地	4. 生活上または農業経営上必要な施設 (2(2)以外)	不換地および特別減歩の同意のあった面積に見合う範囲内	
	5. 公用・公共施設 河川、道路、公園用地等		
	6. その他 工場、住宅用地等		

資料文献<sup>11)</sup>、p.141、表 2.17 を一部修正

\* 国、市町村以外の地方公共団体、農事組合法人、農協連合会、その他営利を目的としない法人